

市営住宅の入居条件

連帯保証人を削れ！



民間の住宅より経済的な負担が少なく入居できる市営住宅が、安城市には17団地、875戸あります。ですが、入居条件として連帯保証人をひとり届け出る必要があります。

親戚とも疎遠で身寄りのない高齢者や、頼れる家族や友人がいない人にとつて連帯保証人を立てるることは難しく、市営住宅に申

日本共産党の森下さちこ議員は、9月3日の安城市議会一般質問で、先週号でお知らせした新型コロナ感染症対策の他、市営住宅の保証人、パートナーシップ制度についても質問しました。

国も「転換すべき」と通知

民間の住宅より経済的な負担が少なく入居できる市営住宅が、安城市には17団地、875戸あります。ですが、入居条件として連帯保証人をひとり届け出る必要があります。

親戚とも疎遠で身寄りのない高齢者や、頼れる家族や友人がいない人にとつて連帯保証人を立てるることは難しく、市

日本共産党と森下議員が8月17日、市に対し「自宅待機者（療養者）への買い物や食事提供などの支援の確実化」を要望し、9月議会の一般質問でも求めてきた生活支援サービス。9月8日よりサービスが開始されました。

生活支援サービスを開始

日本共産党と森下議員が8月17日、市に対し「自宅待機者（療養者）への買い物や食事提供などの支援の確実化」を要望し、9月議会の一般質問でも求めてきた生活支援サービス。9月8日よりサービスが開始されました。

民主安城

日曜版
No.1765
2020. 9. 20
日本共産党
安城市委員会
TEL・FAX
75-2903

PCR検査体制の抜本的拡充を！

日本共産党

岡崎市は緊急連絡先の報告のみ

市民より連帯保証人が立てられず、入居申込みが出来ないと相談を受けた森下議員は、保証人要素を無くした岡崎市を例に出し、「市営住宅の入居規定から、連帯保証人1名必要を削除するよう」

質問に対し市は、「入居者に未納の家賃がある場合、連帯保証人からの働きかけで納付に至るケースや、入居者の代わりに連帯保証人が納付することもいます。

こうした現状を受け、国は2018年に「住宅に困窮する低所得者への住宅供給という公営住宅の目的を踏まえ」、「保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とする」とから「転換すべき」との通知を出しています。

市営住宅の要件から連帯保証人を削除し、緊急連絡先のみを登録する自治体も出ています。

とあるため、連帯保証人をなくすことは考えていない」と答弁しました。

連帯保証人を見つけられず入居申請ができないことは、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な

家賃で賃貸し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するという公営住

宅法の趣旨・目的に反しているとの再質問に、「市営住宅を適正に管理・運営していく」と答弁しました。

新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者で、保健所から自宅療養等を要請された住民で、親族等の支援が得られず、日常生活に支障が生ずる方に、市が買い物を代行したり、電話による健康相談に応じるサービスが実施されます。

同性カップルも認めてほしい パートナーシップ制度の導入を

パートナーシップ制度とは、同性カップルがお互いを人生のパートナーとして認める制度です。

今年5月に導入した豊明市では既に1組が承認されています。

森下議員は「同性をパートナーに選ぶ事を認める」とで、実際に性的マイノリティで悩んでいる子どもも、肯定的に自分を受け入れることができるようになる」との利点も指摘し、

葉は定着してきましたが、同性カップルの婚姻は合法化されていないため、異性の婚姻で認められている当たり前のことが認められておらず、経済的にも人生における決断の機会にも不利益を被っています。

当事者や関係団体の権利保障を求める運動で、2015年「パートナーシップ」を認めた東京都渋谷区を皮切りに、2020年7月31日までに全国で56の自治体が導入しています。県内では西尾市が、昨年9月に

休業給付金（4～6月分） 締め切りは9月30日です

新型コロナ感染症及びそのまん延防止のために

利害関係を求める運動で、2015年「パートナーシップ」を認めた東京都渋谷区を皮切りに、2020年7月31日までに全国で56の自治体が導入されています。県内では西尾市が、昨年9月に

今年4月1日から9月30日までの間に、事業主の指示により休業した中小企業の労働者で、休業に対する賃金（休業手当）を受けることができない方を対象に、休業前の1ヶ月に亘る賃金（休業手当）の申請期限は、9月30日に迫っています。

休業給付金の申請期間	
休業した期間	申請期間
4～6月	7月10日～9月30日
7月	8月1日～10月31日
8月	9月1日～11月30日
9月	10月1日～12月31日

実施している自治体の利用状況などを十分に見極めたうえでの検討が必要」と答弁しました。

第4次安城市男女共同参

画プランの「多様な選択を可能にする社会づくり」を入するよう求めました。

「実施自治体の利用状況を見極めたい」との答弁

市は「性的少數者が抱える不安や困難の解消の一助になりうる」との見解を示したもの、「国の法制度の動向や他の自治体の状況

も「多様な性に関する理解促進に努める」との答弁に留まりました。

市の答弁は消極的であり、多様な選択を可能にする社会づくりの歩みは遅いと言わざるを得ません。

暮らしにお困りの方 いつでもご相談ください

森下さちこ議員

☎ 090-1276-4120

sachiko10jcp@gmail.com

無料法律相談もあります

申し込みは、森下議員または下記へ

(前・元議員)

宮川 金彦	☎ 75-8033
深谷 恵子	☎ 77-1345
竹内由満子	☎ 99-1048



日本で「LGBT」という言葉は定着してきましたが、同性カップルの婚姻は合法化されていないため、異性の婚姻で認められている当たり前のことが認められておらず、経済的にも人生における決断の機会にも不利益を被っています。